

## 主税連

増田会長ラストスパート  
熱い思いを次期徳田執行部へ

- 121
- 122
- 123
- 124
- 125
- 126
- 127
- 128
- 129
- 130
- 131
- 132**
- 133
- 134
- 135

Jun.15.2002 No.

全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12 代々木リビン303  
Tel 03(3354)4162 Fax 03(3354)4095

No.132 JUN.15.2002

# Contents

## 会長あいさつ

会長就任1年を振り返って

会長 増田 勝彦 3

## 韓国国税庁税務調査官の特別寄稿

「韓国の国税行政改革」の紹介

横浜国大大学院生（留学中） 張 日鉉 4~9

## 浜松合宿報告

44名が参加して活発な議論 10

浜松合宿レポート 第4分科会 11



浜松合宿 第2分科会

京都大会のご案内 — P.12

# 会長就任1年を振り返って

会 長  
増 田 勝 彦

全国青年税理士連盟の会長に就任してもうじき1年が経とうとしています。この1年を振り返ってみました。

まず、8月の定時総会でご承認をいただき新執行部が発足いたしました。その後、各委員会を設置し担当者を決め事業を進めてまいりました。改正税理士法の政令、財務省令が順次出てくるのを待ちそれを検討、並行して貸借対照表等の公開等の商法改正問題も検討していきました。そして準備万端で迎えた11月。全国青税の2大イベントの一つ、秋季シンポジウムをラフレ埼玉で埼玉青税の多大なご協力のもとに実施。今年は企業会計の側面から集中的に研究発表をしていただきました。

その後、これも恒例となりました韓国税務士考試会の定期総会に出席し、韓国国税庁コールセンターを訪問しました。また、日韓共同の勉強会を始めて韓国税務士会館において実施いたしました。内容は日韓の税務訴訟についてです。時間をたっぷり取った勉強会で有意義なものとなりました。日韓税理士の友好関係に新たに1ページが書き加えられました。年内から年明けにかけて改正税理士法の総括と改正商法の任意監査について検討をしていき、年明けに意見書を作成し前者は日税連に、後者は法制審議会委員と日税連に提出いたしました。

年明けには国税OB税理士の脱税事件が発生。全国青税がかねてから要望してきた退職国税職員に対する税理士顧問先斡旋行為の廃止について財務大臣、国税庁長官に要望書を提出し、マスコミを通じて構造的な問題として取り上げていくようにアピールをしていきました。また、全国三青会においてもこの問題を取り上げ共同要望書を財務大臣、国税庁長官に提出いたしました。

1月にはこれも恒例となっている

日税連幹部との懇談会を実施し、今後の税理士法改正、商法改正などについて意見交換を行いました。

そして本年度の事業計画の筆頭にあげた「更なる税理士制度の改革を目指して行動する」行動指針となるべき第一歩、浜松合宿を全国青税発祥の地浜松で実施しました。税理士法と商法に的を絞り、全国から青年税理士に集ってもらい3日間缶詰になって討議をしました。初めての企画でしたが十分な成果が得られたと確信しています。3日間の成果を元にその後検討を重ね論点整理としてまとめ上げます。それを会員の皆様に検討していただき、また次のステップに移るという形で更なる税理士制度の改革を進めていきたいと思えます。

改正税理士法に関連し、新版青税版「税理士業務必携」を作成いたします。改正税理士法を中心として、さらに実務に役立つ資料をまとめた青年税理士必携の書になると思えます。また、昨年度に発刊した「みえてきた税理士法人制度」の頒布に努め、引き続き問題点の検討を進めています。

全国青税には7の部と13の委員会と9の単位青税があり、個人会員がいます。紙面の関係から全部はご報告できません。すべての事業、決算については定時総会でご報告させていただきます。

さて、ここからは全国青税とその組織と会長の仕事について約1年間経った今考えると述べていただきたいと思えます。

まず全国青税は参加してみないとその味がわからないと思えます。これは全国大会でも秋季シンポジウムでもよいのですが、一番全国青税を肌で感じとることができるのは理事会ではないでしょうか。理事会には全国から青年税理士が集まり、関東弁、関西弁その他方言？が飛び交い

ます。みんな元気です。何度か出席するとはまりますよ。そうは言ってもすべての全国の会員が集まれるのは全国大会と秋季シンポジウムぐらいしかありません。そこで全国青税の会員の皆様をお願いします。この2大イベントに参加していただき、さらに地元で全国青税の理事会が開催される時には傍聴に来て下さい。楽しいですよ。逆に私たち理事が全国青税の元氣と楽しさを地元の青税に持ち帰るべきでもあります。身近な全国青税を目指して今後も頑張っていきたいと思えます。

次に組織ですが、執行部作りのときから感じましたが大変なのは役員が全国に点在していると言うことです。理事会を月に1度開催しますが、開催場所が全国を巡ることからやはり距離の問題が大変でした。また、意見書や要望書を作成するときには単位青税の意見を地元を持ち帰り諮ってもらう時間を考えて活動しなければならないことから意見集約に時間がかかります。全国組織であるスケールメリットの裏返しですので当然と言えば当然ですが、単位青税の比ではないと思えました。

最後に会長の仕事についてです。今年度当初は組織の大きさに若干戸惑ってしまいました。会長の仕事は、きちんとしたビジョンとリーダーシップが要求されると思えます。全国青税は全国から優秀な人材が集まっています。その力を十分に発揮してもらえるようにリードするのが会長の仕事だと実感いたしました。

結びのご挨拶です。今まで走り続けていた列車がホームに入りました。税理士法の改正です。次の目的地に向けて列車がホームを出ました。行先は間違いありません。現在加速しているところです。1年間共に活動してくれた理事に、全国の仲間へ感謝いたします。ありがとうございました。

## 『韓国の国税行政改革』の紹介

横浜国立大学大学院  
国際社会科学研究所 張 日 鉉

韓  
国  
国  
税  
庁  
税  
務  
調  
査  
官  
張  
日  
鉉  
氏  
の  
論  
述  
(横  
浜  
国  
立  
大  
学  
院  
に  
留  
学  
中)

## 1. 推進背景

韓国の国税庁は1999年9月1日、正道国税行政の旗の下に国税行政組織の改編とともに国税行政の改革を断行した。これは1999年のIMF外為危機という世紀末の切迫した状況の下で、国税行政を基本から新しく立て直して、新しい姿に生まれるという目的で、組織改編、業務革新、人事刷新及び意識改革を含んだ総合的な改革を推進した。

租税とは、“国家が財政権力に基づいて必要な費用を徴収する”という古典的な解釈から、“国家が国民に必要なサービスを提供し、それに応じる費用を受ける”と言う現代的な解釈に変わったので、国税行政も行政便宜主義から納税便宜中心に転換するための積極的な努力が要求され、また、従来の供給者中心の納税サービスから納税者の要求に応じた需要者中心のサービスへの転換が必要であった。

したがって、国税庁は組織改編、業務革新、人事刷新及び意識改革を目指し、徹底した納税者中心の国税行政に再編し、国税行政の公平性、透明性及び効率性を向上し、国税行政の構造的な問題を解消し、国税行政システムを先進国型に改編するこ

とを基本方向にしてすべての国税公務員が渾然一体になって推進した。

## (1) 1999年の時代状況と政府改革

1999年末、急に迫ってきた外国為替危機は政府、企業及び国民に深い挫折と共につらい試練をもたらした。金利は一時30%まで上がった、為替は1\$当たり2,000ウォンまで急騰したり、外国為替が枯渇して国際債務不履行の危機の寸前だった。このような状況の下で、不渡り企業が続出し、一日100社余りの企業が廃業して大量減員及びリストラが行われ、その結果100万人以上が職業を失うこととなり、また、すべての給料生活者の給料も減ったので国民の生活は苦しんでいた。しかし、なによりも切ないことは30年間発展してきた経済がいっぺんに崩れたことに対する国民の挫折と虚脱感であった。

このような暗鬱な状況の下でも国民は決して挫折の歎息だけしているのではなく、汎国民的な『金集め運動』を通して全国民の一つになった心を見せた。そして、史上初の政権交替に成功し、新しく出帆した『国民の政府』はこのような国民の声援から自信を持って、企業、金融、労働及び公共部門の4大改革を強く推進した。とりわけ、国家競争力の主要変数の一つである公共部門の改革は最も重要だった。『小さいけれども透明で効率的な政府』及び『国民にサービスする政府』を作るために市場経済体制に当てはまる政府の役割と機能を調整し、民営化と経営革

新による公企業の非効率をとり除き、公共部門にも競争と成果の原理を導入し、生産性が向上されるようにするなど改革に拍車をかけた。

## (2) 国税行政改革の推進背景

公共部門の改革が絶対的な命題として国家の課題になった状況で、国税庁は国民の経済生活に大きい影響を及ぼす国税行政の改革を他のどんな分野よりも重要な改革課題であると認識していた。勿論、今まで国税行政の改善と発展のために努力して来たが、外為危機を克服するために国家及び社会全般の改革が推進されていることと最近の世界各国での国税行政改革をすることに照らしてみると、国税行政改革の必要性はそれほど大きかったと言える。

一方、国税庁は、今までの努力にもかかわらず、自営事業者と勤労所得者の間にある税負担の不公平が社会問題になり、税務関連の不正行為が続いて発生していたので、国税行政の構造的で慢性的な問題を解決するための努力は充分ではないと感じている国民の国税行政に対する不信感と不満を多く持っていることは認めざるを得なかった。また、国税庁は20世紀を後にしながら21世紀の先進国税行政の基礎を確立するためには国税行政の公平性、透明性及び効率性を画期的に向上し、国民からの

## 《筆者紹介》

ジャン イルヒョン  
張 日鉉氏は韓国国税庁税務調査官で、現在横浜国大大学院に留学中です。

横浜市南区大岡 2-31-1  
横浜国大留学生会館 A-110  
電話 045-713-8688

信頼と納税者からの自発的な協力を得なければならない必要性も切実なものであった。

更に、国税庁は経済回復と福祉増進のために必要な財源を円滑に調達する為には、国民の自らの誠実納税によらなくてはならないことを認識し、国民の為の国税行政に生まれかわる契機を作らなければならないと判断した。

このような背景から推進された国税行政改革の必要性を要因別に分けて説明すると次の通りである。

### 1) 国家競争力の向上

2次産業中心の産業化時代には工業生産力、即ち、労働生産性 (Blue Color Productivity) が国家競争力を左右し、3次産業の比重がますます大きくなってからは事務生産性 (White Color Productivity) が国家競争力の重要な要素になった。しかし、最近では情報化が進んで、社会システムの複雑化と多様化による社会的生産性 (Social Productivity) が重要な国家競争力の一つの要素と認められている。いくら労働生産性と事務生産性が高いとしても社会システムが効率的に働かないと最高水準の国家競争力を維持することは難しいと考えられる。

このような流れから見ると、社会全体のシステムを運営する公共部門の効率性は、公共部門だけに止まらず、社会全体の効率性を左右するほどその重要性を強調しても過言ではないだろう。

国税行政は国民の財産権に対し直接に影響を及ぼし、取引慣行や経済行為にも大きな波及効果を及ぼしているので、国税行政の効率化及び能率化は重要な意味を持っていると考えられる。したがって、国税行政の効率化及び能率化並びに納税便宜の提供は、国税行政の向上のみならず、社会全体のシステムの効率化及び国家競争力の向上にも寄与されるので、国税行政改革の要望は強かった。

### 2) 情報社会の到来に対する能動的な対処

生産者と消費者が分化されていない伝統的な農業社会では生産者は大部分の生産物を自家消費し、一部だけの剰余農産物を他の財貨と交換したので、生産者と消費者の区分が明確ではなかった。しかし、工業社会から生産者と消費者が分化され、産業社会になってからは生産者が優位を持つようになった。何故かという、生産者は生産活動のために重要な資本と技術を保有しながら、すべての情報を独占的に得ることができたからである。それで、生産者はその情報をマスコミなどに流して、消費者の好みを変えるとか消費欲求を刺激させるなど、ある程度はその情報の調整も可能であった。これに比べて消費者は自分の選択によって自分の欲求を生産者に伝える方法しかなかったので、産業社会は生産者中心の社会であったと考えられる。

一方、情報化社会では生産者と消費者が対等な関係になって、即ち、情報化社会は情報技術と通信手段の発達によって、消費者も一生産者のようにインターネットなどを通して自分に必要である多様な情報を世界のあちこちから手軽に得ようになった。更に、消費者も自分の生産及び加工した情報を一般大衆に直接伝えることができ、農業社会や産業社会では想像もできなかった大きな変化が現れている。このような情報化社会では生産者 (政府) は消費者 (国民) の要求と期待を正確に把握し、対処しなければならない。消費者の欲求を直ちに満たすことができない生産者はいつか淘汰されるであろう。これは国民を相手にする政府も国民の多様な欲求を満たすことができない場合には、国民からの信頼を得られなくなると考えられるからである。

このような観点から、直接的な利害当事者である国民を相手にしている国税庁は国民の要求を満たすことができる組織及び業務システムを取り揃えなければならないと判断した。特に、直接的な反対給付なしで国民から税金を徴収する国税庁が国民から信頼を受けるためには、顧客

感動水準のサービス提供ができるように顧客中心の思考及び組織運営が必須不可欠であると考えられる。

### 3) 過去の歴史的桎梏からの脱皮

国税庁は国家財政調達という責任を負っており、また、過去から経済開発に必要な財源を調達したので、国家近代化と経済開発に大きく寄与したという自負感を持っている。しかし、国民から多くの叱責と批判をあびてきたことも否定できない事実である。税務公務員の不正行為と税負担の不公平の問題は歴史的にも国税庁を当惑させた。

税務公務員の不正行為は過去20～30年前とは比べられないくらい改善したにもかかわらず、国民から良い評価を得ることができなかった。今まで厳しい監察活動と厳重な処罰など力を注いで来たにもかかわらず国民の期待には満足させられなかった。不正行為の素地を根源的に取り除くことができる制度的な改善策が必要になった。

もう一つ国税庁を苦しめることは税負担の公平性である。韓国の納税水準は一般的に思うところより高いと思われる。それは歳入の95%以上が国民の申告納付による税収であることから分かるだろう。しかし、高所得専門職種を含んだ自営事業者の税負担回避から発生する勤労所得者との税負担の不公平は国税行政の解決すべき大きい問題であると指摘されている。このような税負担の不公平は取引秩序、納税意識、課税インフラ及び税法体系など複合的な原因によることなので、過去数十年間の努力にもかかわらず、容易に改善しにくい国税行政の脆弱分野であった。したがって、その問題を解消しないと、全ての改革措置が成功だと言っても意味がないことになるので、国税庁としては自営事業者と勤労所得者との税負担不公平の問題が画期的に改善できる改革措置が必要であった。

## 2. 国税行政改革の主要内容

### (1) 国税行政組織の再編

国税行政組織を全面的に再編し、組織を画的に縮小し、その機能を全面的に再調整した。即ち、本庁、地方庁及び税務署の組織構造を統廃合し、本庁は『企画』、地方庁は『調査』、税務署は『サービス』の核心機能に再編した。

組織改編の目標は伝統的な税目別組織を顧客中心の組織にかえることなので、本庁は納税サービスの改善と課税インフラの構築など国税行政の基本を確立するための政策開発業務を担当するように再編した。

地方庁では今まで一線税務署を管理及び統制してきた組織を大幅に縮小し、そのかわりに調査専担組織を拡大することによって、税務調査の質的水準を高め及び税務調査の公正性を確保するように調査機能を強化した。

税務署の場合は大都市内の隣接した小さい規模の税務署を統合し及び徴税費対税収規模が少ない地方の小税務署を統合して、実りのある組織運営及び統合のシナジー効果による生産性向上を図った。このような構造調整で節減された人員は納税サービスを改善するために納税サービスセンター及び納税者保護担当官室等に配置された。

### (2) 税務署を機能別中心の組織に改編

1930年代から維持されて来た税目別中心の組織をサービス、申告管理及び税務調査中心の機能別組織に改編することで、知識情報化社会に当てはまる国税行政システムの土台が用意されたと考えられる。

新しい組織の運営によって以前の地域担当制が自動的に消滅し及び納税者との接触機会が遮断されて税務不正行為の発生素地が根源的に除去されたという点は国税行政改革の大きな成果だと言える。(別表1)

(別表1)

税務署の組織比較

改革前	改革後
総務課	納税支援課
所得税課	- 納税者保護担当官
財産税課	- 納税サービス・センター
法人税課	徴税課
付加価値税課	税源管理課
	調査課

### (3) 業務処理方式の変化

機能別組織の早期定着のために、今まで担当者に依存してきた業務処理を大幅に電算処理に取り替え及び新しい管理技法を導入するなど業務処理方式をかえた。

T I S (国税統合電算システム)の拡充及び改善、ペーパーレス事務室を目指したIntranet (国税行政知識情報システム)の構築などの新しい電算システムの開発、国税行政業務を標準化した『業務便覧』の発刊及び課税資料の処理方式の改善など、合理性、能率性及び透明性のある業務執行になるように持続的に改革している。

### (4) 自営事業者の課税正常化のための基盤造成

国税行政の最も大きい難題の一つである自営事業者の課税正常化のために、『汎社会的な課税資料のインフラ構築』など、その基盤造成を推

進した。

『クレジットカード利用拡大』など需要者(消費者)中心の課税資料陽性化方案を立て、また、税務調査の質を高めるために調査職員を専門化することなどが進んでいる。

### (5) 職員の意識改革及び福祉対策の推進

国税公務員が『改革の主体は私』という意識を持ちながら、改革に積極的に同参するようにシンポジウムの開催、国税行政改革に関する意見の収斂及び特別精神教育などが行われている。1999年末から2000年初の間に当時の国税庁長は全国の税務署及び地方国税庁をまわりながら、直接に職員と対面し、改革の必要性及び妥当性を力説することなど全職員を改革に同参するようにした。

更に、変化に対する職員たちの不安感の解消と士気振作のために5級管理者の審査昇進制度及び税務署長に対する内部評価による人事制度を

(別表2) 〈参考〉 国税庁の開庁初期と比べた指標の変化推移

区分	1966年	1998年	割合(倍)
税 収	700億ウォン	63兆5,120億ウォン	907
納 税 者 数	149万人	694万人	4.7
国税庁定員	5,500人	17,030人	3.1
税 務 署 数	77ヶ所	134ヶ所	1.7
自動車数	144千台	9,740千台	67.6
電 話 数	624千台	23,200千台	37.2
貿易総額	10億ドル	2,256億ドル	225.6

※自動車と電話代数は1971年の数値

導入し、本庁及び地方庁に厚生福祉を専担する職員を配置するなど、職員たちが国税公務員としてのプライドを持ちながら、自分に与えられた

業務に専念するように多角的な福祉対策を推進している。(別表2)

期だったと言える。また、1980年代は親切を強調した外形側面だけの納税サービスを提供する水準だったし、1990年代は国民が税金を申告し、納めることに不便がないように最上のサービスを提供することに力を注いだ。

しかし、2000年代はこのような水準から一歩進んで、違法不当に税金を誤って賦課するとか行政執行過程で納税者の権益を侵害する事がないように納税者の権益を最優先的に保護する、今までとは違う国税行政サービスを提供している。

#### 1) 納税者保護担当官が民願窓口として完全に定着

1999年9月1日、第2開庁の核心的組織として発足した納税者保護担当官は下の表のように民願窓口として定着している。民願人の口を通す広報及びネチズンのインターネットでの紹介によって、納税者保護担当官の活動状況が国民と納税者に急速に拡散している。(別表3)

### 3. 国税行政改革の推進成果

#### (1) 機能別組織の施行による不正行為素地の根元的な解消

今まで国税庁は透明な国税行政を具現するために厳しい監察活動を実施し、摘発された不正行為に対しては厳重に処罰するなど努力してきたにもかかわらず、不正行為を全て根絶することには失敗したので、これからは組織と業務体系など制度改善を通して不正行為の発生素地を根本的にとり除くために、力を注ぐ必要があると判断していた。

従来の国税行政は地域別担当者が個別納税者の事業者登録、申告、還付、徴収及び調査など全ての業務を専担処理したので、納税者との接触機会が多くて不正行為が発生する可能性が高かったし、行政の非効率と納税者の不便をもたらしたこともあったのが事実である。したがって、国税庁はそれを打破するためには組織と業務体系の改編及び長年に続いてきた悪い慣行を廃止することを国税行政改革の先決課題とする必要があると認識した。勿論、過去にもこのような問題を解決するために何回も地域担当制を廃止しようと試みたが、ネットワークも備えてないし、組織改編の後ろ楯も不足な状況だったので、その試みは全部失敗した。

しかし、今回の改革措置の結果、機能別中心に業務を分担して処理するようになったので、地域担当制は自動的に消滅した。以前には人員の80%が地域別担当者として納税者と個別に接触したが、今は調査課での調査及び確認以外には納税者と個別に接触する業務が廃止された。また、調査及び確認業務だけを専担する調査課(国税庁人力の30%)も管理者の統制の中で業務を処理しているの

で、不正行為の発生素地は根源的にとり除かれている。

機能別中心の組織の施行によって地域担当制が完全に廃止された1999年の第4四半期の金品授受非理発生が前年同期対比43.5%と大きく減少したので、まだ速断することは難しいが、このように減少傾向が続ければ金品授受非理は著しく減少されると見込まれる。

#### (2) 納税サービスの画期的な改善

納税サービスの変化を時代別に分けて見ると、1960～1970年代は一方的な徴税活動に専念したので、サービスという考えさえできなかった時

(別表3)

民願の受付及び処理現況

(単位：件、%)

年度	受付	処理	処理内容		進行中	処理割合	是正割合
			是正	是正不可			
1999	12,032	10,574	8,288	2,296	1,458	85.9	78.4
2000	33,808	31,592	25,420	6,172	2,212	93.4	80.4

※アメリカの納税者保護担当官の引用割引

(1998会計年度：73.8%、1999会計年度：73.5%)

全ての苦情民願は受付から処理結果の通知まで、納税者保護担当官が責任を持ち、直接処理することによって民願人が直接担当部署を捜し回る不便を解消した。また、本庁及び地方庁で受け付けた民願を一線機関に移して処理することを禁止し、初めて苦情民願を受け付けた官署が最後まで処理するようになったので、民願人は“自分の民願を大事にしている”という税務官署に対する信頼感を感じていると思われる。そして、納税者の苦情などを最初から徹底的に検討し、完璧に処理しているので、同じ納税者が再び苦情を訴える事が

ないようになって、納税者の煩わしさを画期的に改善した。

一方、不利益処分を受けてもそれが分からない納税者を納税者保護担当官が自ら捜し出し、又、市民団体、言論機関、政党などに毎日電話をかけて納税民願を捜してその民願を解決しているので、税務官署に対するイメージも肯定的に改善したし、税務官署は無条件に税金を徴収するところだという否定的認識も解消されている。更に、納税者保護担当官は税務公務員の課税処分の前後にわたって関与できるので、税務公務員の不実賦課を予防する効果も出ている

ので、不実賦課による行政訴訟などの権利救済においてかかる時間と金銭の無駄使いをなくし、納税者の税金に関わる費用も節減されている。

納税者保護担当官制度がこのように早く定着した理由の一つは納税者保護担当官に対する人事上の優遇措置である。今までの事務官(管理職)昇進は税務調査実績など業務実績の優秀な職員の中から試験成績の順番によって選ばれたが、事務官昇進予定者を納税者保護担当官に任命し、その中から納税者権益保護実績が優秀な職員を選んで昇進させるインセンティブ制度を導入した。何故ならば、納税者保護担当官が事務官に昇進するためには納税者の為に熱心に努力し、納税者保護実績を上げなければならないからである。

このように納税者保護担当官は自然に納税者中心の思考に変わるので、納税者の立場で納税者の権益を保護するために熱心に働くようになると考えられる。これから相当な期間が経てば、国税庁の中間管理者は納税者の権益保護の重要性を深く認識している納税者保護担当官の出身しかねないと思われる。したがっ

て、この納税者保護担当官制度は国税庁の組織が納税者中心の思考に転換される画期的な契機になったと評価されている。

## 2) 納税者中心のサービス体系構築

廃止された大都市の税務署に納税サービスセンターを設置し、管轄区域にかかわらず誰でも税金申告及び税務相談ができるようにした。開所場所はソウル、釜山、光州、大田、仁川、大邱、水源であり、商工会議所と共に合同運営し、中立的立場で納税者に必要な相談と民願サービスを提供している。

## 3) 国民満足度も向上

このような納税サービスの画期的な改善の結果、国民満足度が下の表(別表4)のように大きく向上したことがわかる。

### (3) 業務処理方式の革新による効率性及び透明性の画期的な向上

#### 1) 電算累積管理による課税資料処理業務の縮小

課税資料500万件を縮小し、行政

費用705億ウォンの予算節約と2,030人の人員節減効果も出ている。更に、納税者の協力費用も時間費用1,670億ウォンと金銭費用480億ウォン、合計2,150億ウォンが節減された。

また、不動産取得資金の出所調査の場合を例として見ると、以前の42万5千件の課税資料を5千件までに縮小すること等、課税資料の電算累積管理と処理制度の改善で、年間500万回の納税者との接触機会を遮断したので、納税者の不便と税務公務員の不正行為の素地を縮小した。

#### 2) 業務マニュアルとIntranet構築

4,300項に達する業務便覧(Manual)の制定による業務標準化で恣意的な判断の素地を無くし、業務の能率性も高めている。

1999年12月31日現在の国税行政の法令、例規、業務便覧、書式など総163種、270冊、18,033ページ分量の膨大な情報をDB化し、2,230種の書式をIntranetに収録して、一回のクリックだけで手軽に活用できるようになった。その結果、業務効率化を果たし、Paperless Officeの基盤を造成したと評価されている。

### (4) 機能別専門化で業務効率性が大きく向上

#### 1) 徴収業務の効率化

徴収分野は組織改編の時に一番心配した分野の一つであったし、サービス分野の増員方針によって、徴収分野には十分な人員配置が不可能であった。それにもかかわらず機能別徴収業務の専門化によって業務効率性はむしろ大きく向上し、左の表(別表5)のように改革前後の同期を比べてみたら、滞納発生は11.2%減少し、整理実績はむしろ17.9%が増加したと分析されている。

#### 2) 税務調査の質的変化

組織改編で調査組織が大きく拡大されたので、税務調査の強化による調査対象の拡大などを心配していたが、脱税疑いが大きい納税者を厳選し、深度ある調査を実施した結果、左の表(別表6)のように調査件数

(別表4) 満足水準の尺度別の応答割合 (単位：%)

区分	総合満足度	満足している	普通である	不満である
2000.下半期	74.2	75.2	20.4	4.4
2000.上半期	72.1	70.4	22.9	6.8
1999.下半期	68.7	67.9	24.0	8.3
1999.上半期	60.1	43.0	38.8	18.1
1998.下半期	57.3	44.1	32.6	22.8

(別表5) 滞納発生及び整理実績

区分	1998年10・12月	1999年10・12月	増加率
滞納発生	1兆7,821億ウォン	1兆5,824億ウォン	88.8%
整理実績	2兆7,343億ウォン	3兆2,247億ウォン	117.9%

(別表6) 調査件数及び実績

区分	1998年10・12月	1999年10・12月	増加率
調査件数	2,204件	1,194件	54.1%
追徴税額	5,206億ウォン	7,000億ウォン	134.4%
一件当り追徴税額	236百万ウォン	586百万ウォン	248.3%



は減少し、一件当たりの追徴税額は大きく増加している。

これは調査機能の専門化による調査の質の水準が向上されたと評価を受け、これからも調査組織と人員をもっと専門化し、統合調査による調査件数は縮小しながらも陰性脱漏所得者などに対しては持続的に厳正な調査を実施する計画である。また、過去には税目別の評価要素で調査対象者を選定したが、今は人別に統合された評価要素によって調査対象者を選定するなど調査対象者の選定システムを改善した。

## (5) 税金申告実績も良好

機能別中心の組織改編後、初めて

(別表7) クレジットカードの増加趨勢

区 分	1999年1月	2000年1月	割 合
件 数	1千9百万件	3千5百万件	184%
金 額	2兆3千億ウォン	4兆5千億ウォン	117.9%

の1999年2期付加価値税予定申告結果を分析してみると、申告税収が前年同期に比べて14.6%増加している。とりわけ、自営事業者の場合には17.5%も増加したが、これは1999年第3四半期の経常成長率12.3%を大きく上回ることによって地域担当制の廃止以後には申告管理業務が不実になる恐れがあるということではなく、クレジットカード使用拡大など基礎課税資料のインフラ網の拡充によっ

て自律申告水準がむしろ向上したことだと評価されている。

上の表(別表7)のようにクレジットカードの使用が目立つよう増加され、前年に比べて件数は184%、金額は195%が増加するなど、その成果が出ることによって、今まで取引資料が表面化されなくて、収入金額の現実化水準が低かった自営事業者の課税標準がこれから大きくなると見込まれている。

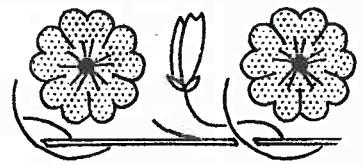
## 4. 評 価

組織改編、業務革新、人事刷新、意識改革を目標として徹底的に納税者中心に改編し、国税行政の公平性、透明性、効率性を向上し、国税行政の構造的な問題の解消、国税行政システムの先進国型への転換を基本方向にして推進した国税行政の総合的な改革に関して外部機関も肯定的に評価している。

国税庁の改革事例が企画予算処の政府改革室で主管する1999年度公共部門の改革優秀事例に選定され、2000.3.28に大統領が主宰する国務会議で国税庁長が事例発表をした。それで関税庁、警察庁、検察庁、兵務庁などの政府部処は国税庁の改革事例をベンチマーキング(Bench Marking)しようとして国税庁の改革推進方法と内容に関する質問が多くあった。

納税者保護担当官制度は改革の象徴的な存在となって、多い部処のベンチマーキング対象になったし、2000年度の全国官署長会議の時(2000.1.27.)に大統領は全ての納税者保護担当官を青瓦台の迎賓館午餐に招待した席で、「納税者保護担当官は税務署だけではなく政府が変わったということを感じさせた」と評価している。

また、監査院では地域担当制を廃止し、不正行為の発生素地を根本的に取り除いたことに対して高く評価し、税金の過多賦課とか過小還付の事例(1,432件, 72億ウォン)を捜し出して納税者に返すなどの成果を高く評価し、1999年度の監査結果、国税庁が最優秀機関に選ばれた。



## 5. これからの課題

新しい21世紀は情報及び通信の発達と国際化及び開放化の加速化によって本格的なグローバル経済時代が開くなど既存の価値と思考を飛び越える変化の時代であり、絶え間ない自己革新をしないと生き残ることができない創造的競争の時代である。

国税庁は国税行政組織の革新的な改編と業務推進体系の改善の可視的成果が明らかになるようにしなくてはならないし、これを土台で国税行

政の未来像を描きながら正道国税行政の具現のために中長期対策を樹立して執行しなければならないであろう。

したがって、正道国税行政の改革プログラムの持続的な推進、課税インフラ網の完成、新知識公務員の養成など国税行政の基本を堅固にして、公平課税を実現し、健全財政を早期に実現するために努力しなければならないと考えられる。





## 浜松合宿 44名が参加して活発に議論

4月6日 於アクトシティ浜松

平成14年4月6日から8日の二泊三日で全国青税発祥の地、浜松の「アクトシティ浜松」において「浜松合宿」が開催され、全国の青税会員44名が参加しました。

初日は全体会議で、分科会の進め方について話し合いがされ、二日目には、座長団が司会進行を行い、四つの分科会に分かれて各テーマごとに議論を重ねました。最終日に各分

科会ごとにテーマの成果や議論の内容を報告し、散会となりました。

ただ、そこは青税会員ですから、夜は議論されたテーマを肴に大いに盛り上がりました。

### 分科会テーマと参加者リスト

	第1分科会	第2分科会	第3分科会	第4分科会
テーマ	税理士の使命 業務(補佐人) 日本税理士会連合会 総会の決議の取り消し 一般的監督	税理士の資格関係 補助税理士	意見の聴取 書面添付 税務行政手続 納税者権利憲章 改正の手法その他	商法 公開と適正担保 会計調査人
座長団	○徳田 匡泰(東京) 中西 毅(名古屋) 石井 孝一(千葉)	○荒井 高宏(神奈川) 西浦 正和(埼玉) ○冨田 光彦(東京)	○高谷 真(近畿) ○関口 潔(東京) ○高垣 希(神奈川)	○倉林 俊男(東京) 川崎 賢二(岐阜) ○森 敏行(近畿)
メンバー	○根岸 進(東京) ○小串嘉次信(近畿) ○香川 恭子(近畿) ○金澤 好起(近畿) ○上坂 淳(近畿) 吉見 昌之(近畿) 城田 英昭(神奈川) 大石 敬(埼玉) 田口 紀子(岐阜)	橋本 和枝(東京) 衣笠 浩司(近畿) 松浦 寛(近畿) ○麻木 義弘(近畿) 久野 耕嗣(愛知) ○増田 勝彦(千葉) ○稲田めぐみ(千葉) 林 秀樹(岐阜)	○麻生 昌敬(東京) ○釣本 享伺(東京) ○酒井 稔(近畿) ○堀江 尊徳(近畿) 岡部 豊生(愛知) 渋谷由美子(埼玉) 中西 則之(埼玉)	坂本 麻生(近畿) ○村田 裕仁(近畿) 新堂 慶子(近畿) 加知 隆行(愛知) 清水ふみ代(神奈川) ○山田 祐司(埼玉) 大苗 純平(埼玉) ○阿久津公一(千葉)



第3分科会



分科会での議論を終えた後の懇親会

# 浜松合宿レポート

## 第4分科会

### 論点1.

#### 中小会社会計基準について

##### (1) はじめに

中小企業庁に設置された「中小企業の会計に関する研究会」において、中小企業の計算書類のディスクリージャーの観点から、債権者・株主の数も限られた非公開の中小企業の会計に関し、その現実と将来像に鑑みた会計のあり方が検討されている。

商法改正の議論のなかで、重要項目である「計算書類の公開と適性担保」を考えると、中小会社会計基準はその前提条件となるので、まずこれを検討することとした。

##### (2) 意見

- 欧米の状況から見ても、中小会社独自の会計基準を定めることは、時代の要請ではないか。
- IASに準拠する会計基準と税法の考え方が乖離しており、中小会社は税法基準によっているのが実態ではないか。
- 金融機関では中小会社の税法重視の計算書類を、一般の会計基準に修正して評価している。
- 連結グループ内で会計基準の不統一が生じるのではないか。
- 中小会社にとってもキャッシュフロー計算書が重視されるべきである。
- 中小会社会計基準が出来たとしても、対銀行・経審等から求められる計算結果のための粉飾は残るのではないか。
- 会計基準として一定の柔軟性があるものにして、上級基準を採用する可能性を持たせるべきである。
- 現状の商法基準でよいのではないか。商法の考え方が債権者保護であるなら、計算書類の公開は当然ではないか。
- 計算書類の公開を前提として考えるなら、比較可能性の点から会計基準・表示の統一が求められる。
- 新しい中小会社会計基準は、複数

の計算書の可能性が否定されるような制度として導入されることが望まれる。

##### (3) 論点整理

- 中小会社向けの会計基準の整理は必要である。
- 中小会社会計基準の考え方は、大会社向け、中小会社向けそれぞれ別のスタンダードではなく、全体として整合をもつ体系のなかで、適用除外、特例などを利用した簡易型の会計基準といったものが望ましい。

### 論点2.

#### 中小会社の計算書類公開とその適性担保制度

##### (1) はじめに

平成13年度の商法改正では、この論点に関して「公告制度」の代替方法として、貸借対照表のインターネット公開が制度化されただけで、ほかは先送りされた感がある。

しかし中小会社の計算書類の公開は、近い将来マーケットの要請を伴って、その適性担保の問題と併せて必ず改正議論にあげられる重要課題と考えられる。

税理士法第1条税理士の使命、第2条税理士の業務との関連からも、論点を整理するため検討する。

##### (2) 意見

##### ①計算書類の公開

- 一般取引先にとって有用な情報が得られるから公開は必要である。
- 公開を強制することは中小会社にとり負担が大きいのではないか。
- 任意の公開であっても、いずれ市場からの要求によって実質的に強制公開になるのではないか。
- すべての株式会社に公開を求めるのではなく、何等かの区分基準により強制・任意の線引きも検討すべきではないか。
- 公開の強制は、公開用計算書類の可能性を助長させはしないか。
- モラルある社会にするためにも強制公開とすべきである。
- 公開と関連する諸制度改革が整合

性をもって進められなければ、有効な制度とならず弊害のみが残るのではないか。

##### ②適性担保制度

- 担保制度なしの公開は意味がない。
  - 担保制度に第三者性は求められるのか。第三者性のない担保も市場の判断に委ねればよいのではないか。
  - 中小会社は監査役の監査で充分ではないか。
  - 自己監査は認められない。作成者保証はあり得るのではないか。税理士による品質保証といったものも考えられるのではないか。
  - 税理士は税理士の資格において監査業務は出来ないのではないか。
  - 記帳業務専担者のいない中小会社において、記帳代行を担っている税理士が品質保証を行うことが考えられる。
  - 適性担保制度が構築されるときに、税理士が参加を拒むわけには行かないのではないか。税理士が参加しないことによる納税者の迷惑に配慮しなくてはならない。
  - (3) 論点整理
  - 計算書類の公開は一般取引先にとって有用であり、また理論的には否定できないと考える。
  - 適性担保のない公開には問題が残る。
  - 第三者による担保のほかに、作成者による品質保証も考えるべきである。
  - 税理士による担保の方法を、税理士の使命及び税理士の業務の観点から検討すべきである。
- ※本号では第4分科会のレポートのみ掲載しました。

## 編集後記

広報部長として最終号を何とか発行することが出来て、一安心です。ほとんどというか、全部私の独断でやってきましたが、対外的な広報ではなく、最近全国青税に参加されていない方々に読んで頂くつもりでやってきましたが、ページ数の少なさには反省しきりでした。一年間ありがとうございました。(荒井記)

## 第35回全国青年税理士連盟

# 京都大会のご案内

まだまだ間に合います。本会の参加締め切りは、2002年5月31日ですが、全国のみんが参加できるのは総会とシンポジウムです。

是非京都大会へ来て下さい。

### ●スケジュール

2002年8月3日（土）

11：30～ 受付

12：30～13：30 第1部 講演会

フューチャーベンチャーキャピタル（株）

代表取締役 川分陽二氏（かわけ ようじ）

13：45～14：15 第2部 ディスカッション

15：00～17：45 第3部 総会

18：15～19：45 第4部 懇親会

### ●参加費

会 員		10,000円
家 族	高校生以上	8,000円
	小・中学生	5,000円
	未就学児	無 料

### ●参加申込

大会参加につきましては、参加申込書に記入後、FAXにて各単位会担当者までお申込みください。申込先は参加申込書に記載されております。



### ●会場のご案内

ウェスティン都ホテル京都  
〒605-0052 京都市東山区三条けあげ  
TEL (075) 771-7111  
FAX (075) 751-2490  
HP <http://www.miyakohotel.co.jp>

## 京都大会担当者一覧

### ●大会実行委員

担 当	氏 名	TEL	FAX
実行委員長	高谷 真	075-581-8000	075-581-2820
事務局	上阪 淳	0774-75-2663	0774-75-2623
会 計	吉田 靖司	075-222-1061	075-222-1270
懇 親 会	金澤 好起	0774-75-2663	0774-75-2623
広 報	村中 研治	075-721-6111	075-711-3515
観光案内	永平 光一	075-315-8575	075-315-8578
韓国来賓	富村 将之	075-255-4000	075-255-4004

### ●単位会担当者

単位会	氏 名	TEL	FAX
仙 台	原 勉	022-232-6676	022-232-6663
埼 玉	渋谷由美子	048-790-1450	048-790-1451
千 葉	西藤友美子	04-7164-4880	04-7164-4881
東 京	麻生 昌敬	03-3811-9893	03-3811-9894
神奈川	城田 英昭	0467-55-0828	0467-55-0829
名古屋	水谷 光宏	052-671-3378	052-683-0559
岐 阜	田口 紀子	058-323-2492	058-323-2592
近 畿	上阪 淳	0774-75-2663	0774-75-2623
熊 本	高濱三喜夫	096-214-8480	096-214-8491